

グリーン世銀債ファンド

追加型投信／海外／債券



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グリーン世銀債ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年1月20日に関東財務局長に提出しており、2023年1月21日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付))	年12回 (毎月)	グローバル (除く日本)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	23兆8,203億円 (2022年10月末現在)

ファンドの目的

主として、各国通貨建ての世界銀行債券を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1 相対的に利回りの高い世界銀行債券を中心に投資します。

- グリーンボンドをはじめ、各国通貨建ての世界銀行債券(世銀債)を主な投資対象とします。(グリーンボンドの組入比率は、原則として30%以上をめざします。)
- 世銀債の中でも、相対的に利回りの高い通貨建ての債券を中心に厳選することで、信用リスクを抑えながら、より高い利子収入の獲得をめざします。

世銀債への投資



最上級の格付
「AAA」を維持する
高い信用力

相対的に高水準の
利子収入期待と
通貨上昇期待

グリーンボンド

債券投資を通じて
環境問題の
解決に貢献



2 毎月の安定分配をめざします。

- 主に組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、毎月の決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※ 市況動向や資金動向などにより、世界銀行債券の組入比率が一時的に大きく低下する場合があります。

Do well by doing good

—— 善い投資をして、自分も良くなろう。



お金がそのまま、
地球に届く。役に立つ。

「グリーン世銀債ファンド」は、「グリーンボンド」をはじめとする世界銀行の債券に投資します。お客様の資金はファンドを通じて世界銀行へ。

そして世界銀行は、そのお金を「地球温暖化防止対策」などの新興国支援プロジェクトに融資します。

『自分のお金が、そのまま地球の役に立つ。』

より直接的に社会貢献を実感できる、新しい投資のかたちです。



世界の中の世界銀行の役割

- 世界銀行債券(世銀債)の発行体である世界銀行(国際復興開発銀行など)は、主要各国から出資・支援されている国際開発金融機関で、新興国が安定的な成長を実現できるよう資金支援を行なっています。
- こうした新興国への支援金は、加盟国からの出資金や世銀債の発行によってまかなわれており、新興国の持続的な経済発展の大きな支えとなっています。

世界銀行の役割



世銀債が高格付けの6つの理由

- 1 加盟国189カ国という信用力
- 2 慎重な財務政策
- 3 高い収益力
- 4 多額の流動性資産の保持
- 5 貸出内容の精査と分散による資産の品質維持
- 6 貸出資金回収時の優先債権者としての地位

※世界銀行はファンド(投資対象とする投資信託証券を含みます。)の運用について責任を負うものではありません。

出所:世界銀行(国際復興開発銀行)



地球温暖化防止を支えるグリーンボンド

- グリーンボンドとは世界銀行が発行する債券の一種で、債券発行で調達された資金は、原則として新興国における地球温暖化防止対策プロジェクトへの貸付にのみ利用されます。
- 環境問題は、いまや先進国だけの問題ではなく、地球レベルで取り組むものと考えられており、新興国においてもその対応が求められていることから、新興国の資金ニーズはますます強まるものと考えられます。

世界銀行による地球温暖化防止対策プロジェクト例と支援事例



トルコ	エネルギー効率改善	インド	気候変動に強い農業の促進	インドネシア	灌漑インフラの強化
世界銀行の貸出額 2億米ドル (約297億円*)	■取組み例 公共建築物の改修によるエネルギー効率の改善を通じて、温室効果ガス排出量の削減をめざす	世界銀行の貸出額 4億2,000万米ドル (約625億円*)	■取組み例 気候変動が農業に与える潜在的な影響を緩和するために、生産システムの強化や効率化を推進	世界銀行の貸出額 2億5,000万米ドル (約372億円*)	■取組み例 灌漑および排水インフラの増強など、農業における気候変動対策を通じて、食料安全保障の強化を促進
貸出期間 2020～2025年		貸出期間 2018年～2024年		貸出期間 2018～2024年	

*2022年10月末の為替レート(1米ドル=148.71円)で円換算

出所:世界銀行(国際復興開発銀行)

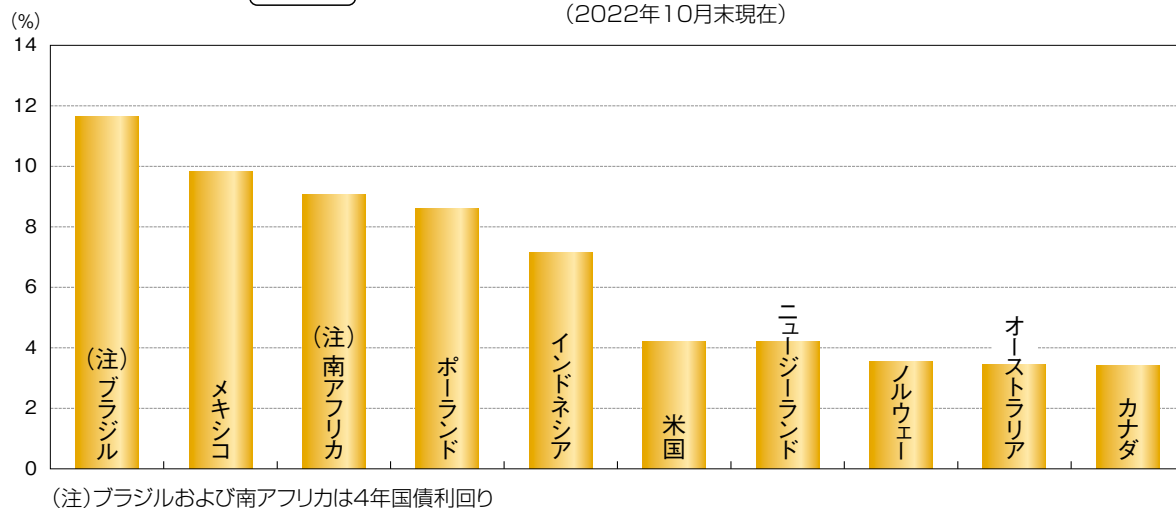
※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

世界の金利と格付水準

- 世界には、新興国を中心に魅力的な金利水準の国が数多くありますが、一般的に、新興国は先進国に比べて格付が低い傾向にあります。
- 当ファンドでは、相対的に利回りの高い通貨建ての世銀債を中心に投資することで、高金利を享受しながら信用リスクを抑えた運用成果をめざします。

【主な投資通貨国・地域の金利水準(5年国債利回り)】

(2022年10月末現在)



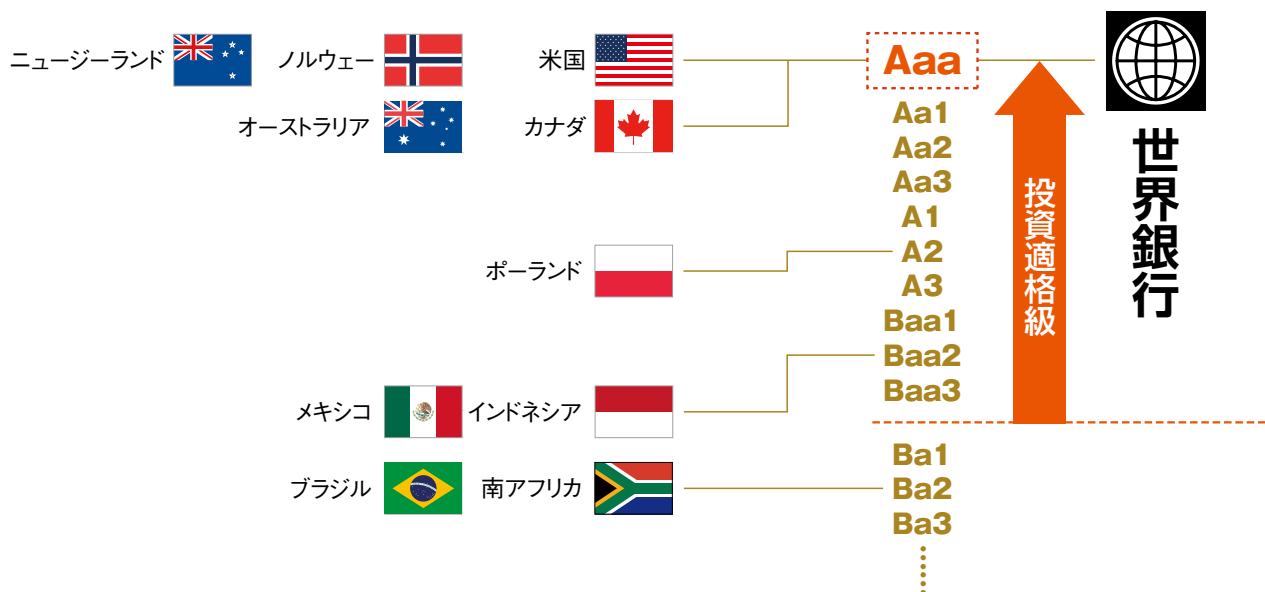
※ 世界銀行と各国の信用力の差や債券の残存期間の違いなどにより、各国通貨の金利水準と当該通貨建ての世界銀行債券の金利水準とは異なる場合があります。

※ 上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。

※ 上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

【主な投資通貨国・地域の格付分布】

(2022年10月末現在)



※ 上記は、ムーディーズ社による自国通貨建長期債務の格付を記載しています。

信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※ 上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。

※ 上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

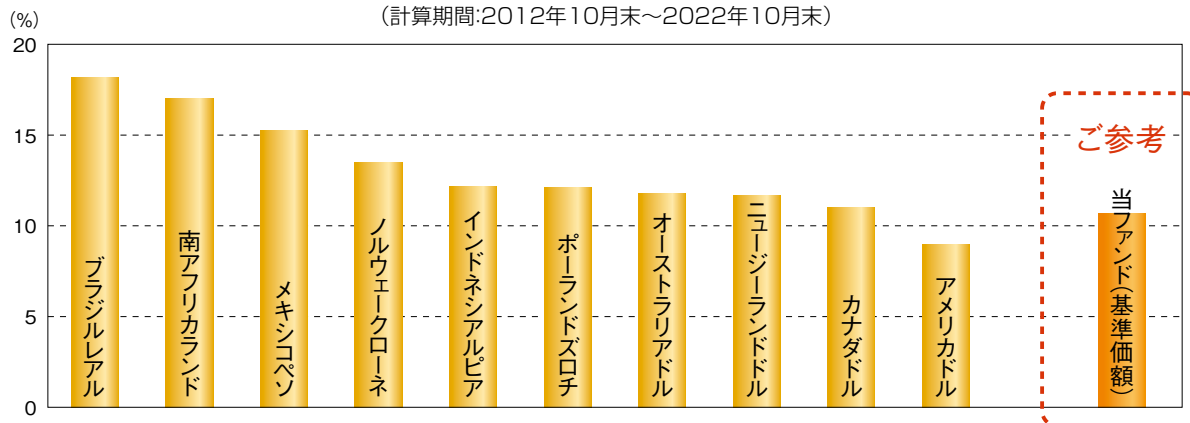
為替変動リスクと通貨上昇

- 新興国や高金利通貨国では、信用リスクやカントリー・リスク、投資資金の流出入などの要因から、先進国に比べて為替変動が大きくなる傾向があります。
当ファンドでは、複数の通貨へ分散投資を行なうことにより、為替変動リスクの低減をめざします。
- また、経済成長に伴うファンダメンタルズの改善や魅力的な金利水準などにより、その国への投資魅力が高まれば、海外からの資金流入の活発化に伴って通貨が買われやすくなり、通貨の値上がりが期待されます。

ご 参 考

【主な投資通貨の為替変動リスク(対円)】

(計算期間:2012年10月末~2022年10月末)



※リスクは、日次リターン標準偏差を年率換算したものです。

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の分配金再投資基準価額の値です。分配金再投資基準価額とは、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであることにご留意ください。

※グラフ中の当ファンドのリスクは、通貨の動き、債券の金利収入・価格変動の影響を受けますので、為替変動リスク以外のリスク(金利変動に伴う価格変動リスク、信用リスクなど)も含まれます。

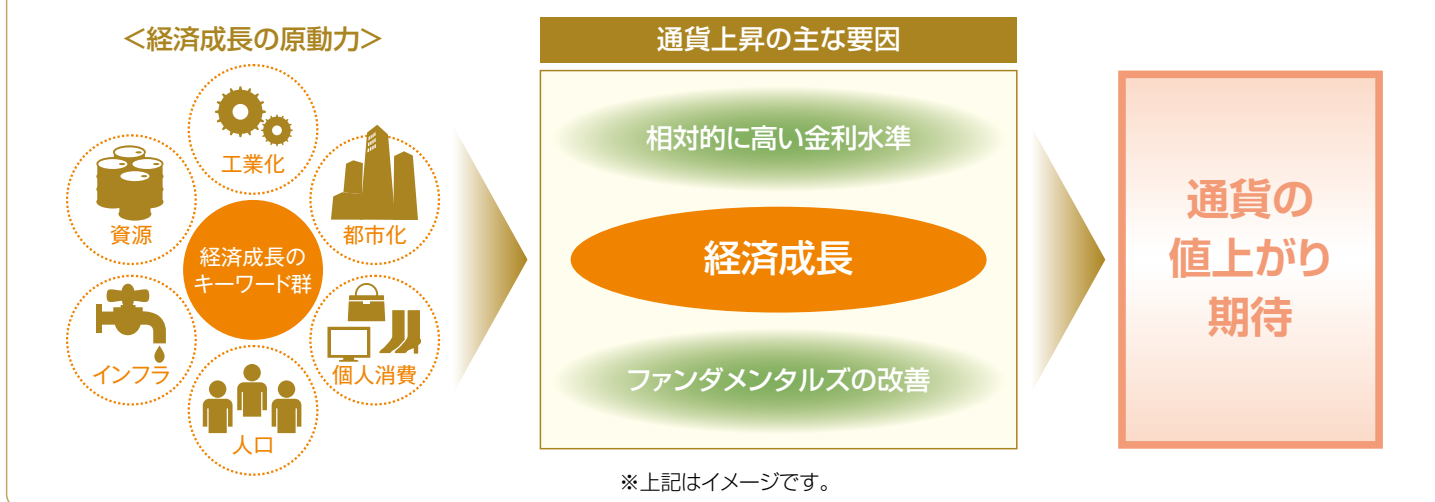
※世銀債は各国通貨建てで発行されることから、発行通貨の為替変動の影響を受けます。また、当該通貨国で通貨危機や経済危機が発生した場合は、当該債券の円換算ベースでの評価額も大きく下落する可能性があります。

信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものでもありません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

(ご参考)通貨の値上がりイメージ

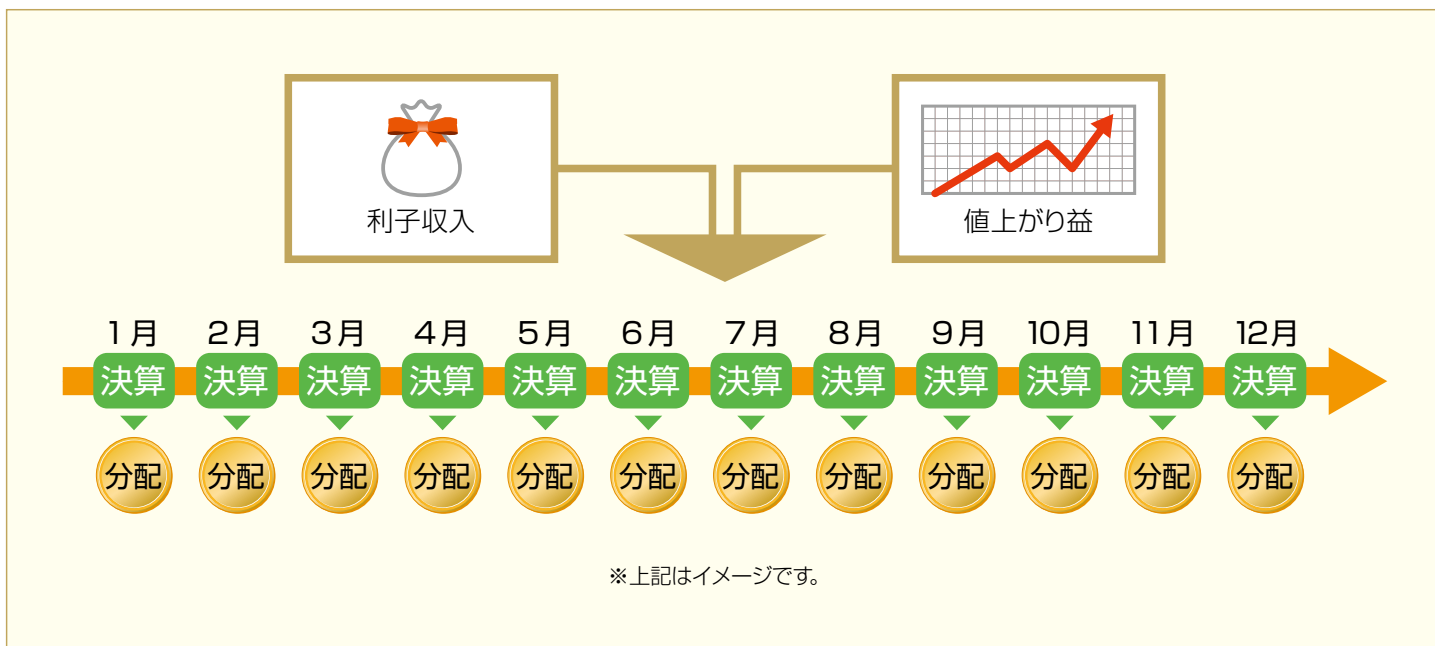


※上記は、通貨が値上がりする主な要因をご紹介しますが、上記要因が必ずしも通貨上昇に結びつくとは限りません。また、上記は全ての要因を網羅したものではありません。

分配について

- 当ファンドでは、主に組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、毎月の決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配のイメージ

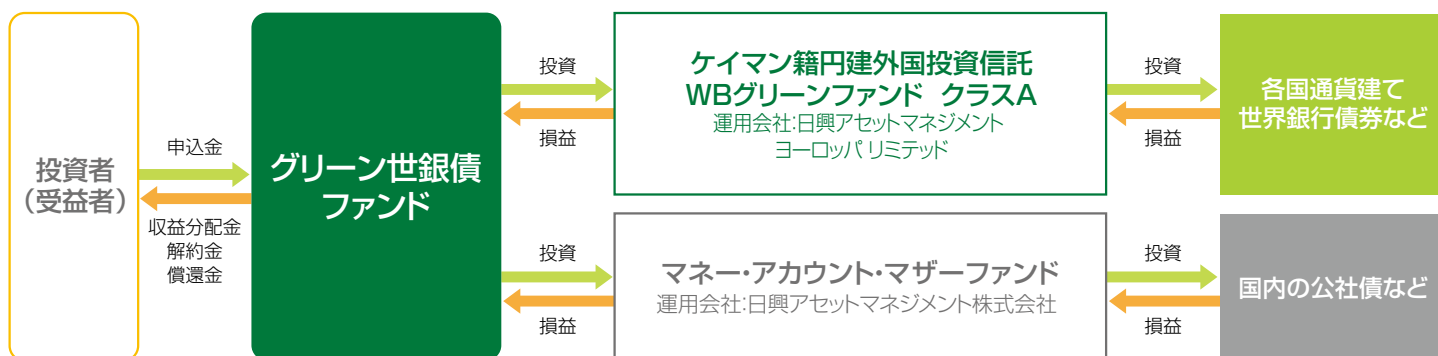


- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



- 主な投資制限
 - ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
 - ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

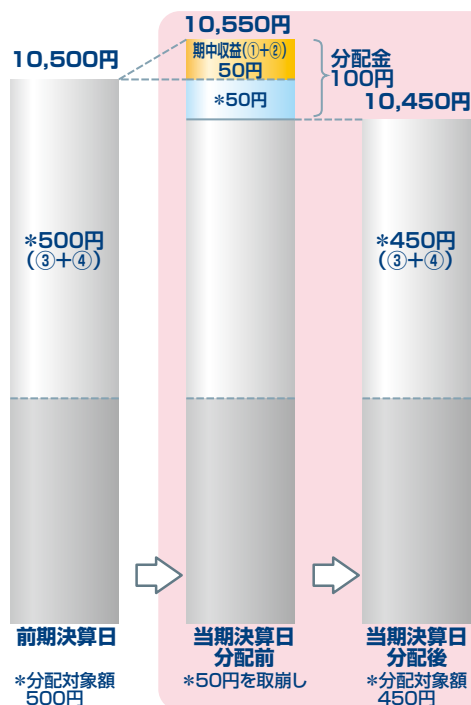
投資信託で分配金が支払われるイメージ



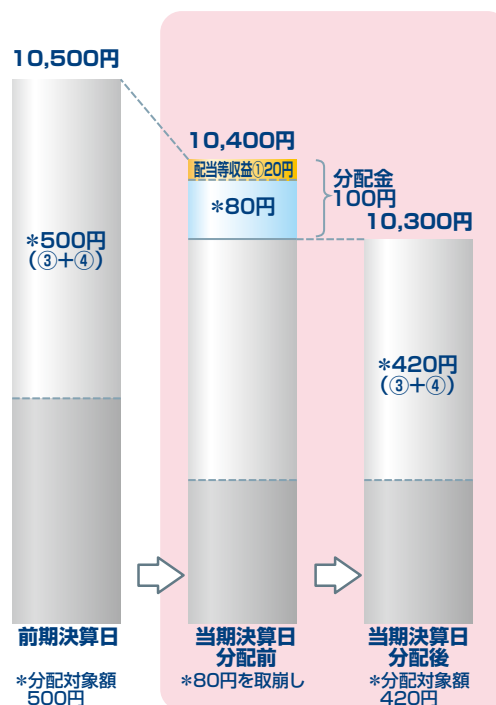
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

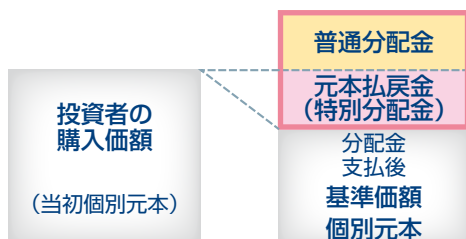


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

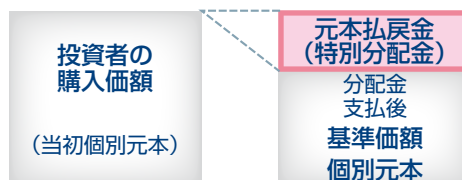
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「**手続・手数料等**」の「**ファンドの費用・税金**」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・ 新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・ 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・ 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

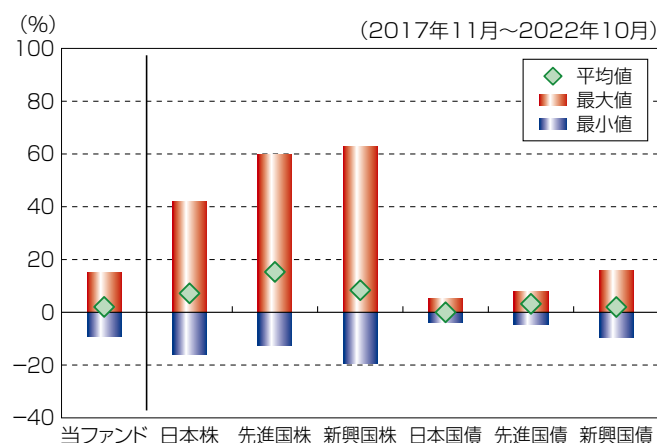
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
 - 上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2022年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.0%	7.2%	15.3%	8.4%	0.0%	3.2%	2.0%
最大値	15.2%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	15.7%
最小値	-9.2%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-3.7%	-4.5%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

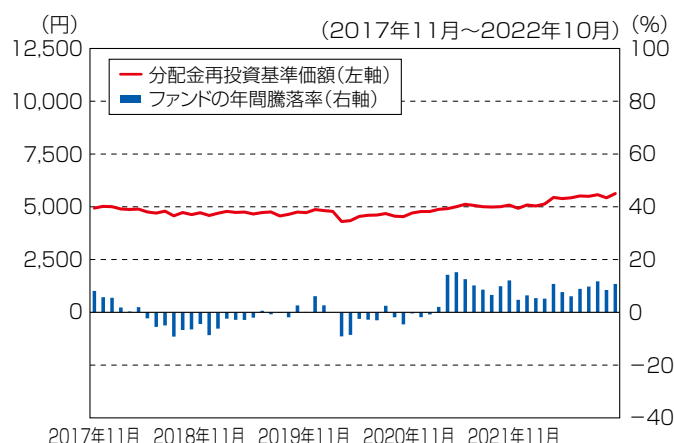
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2017年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

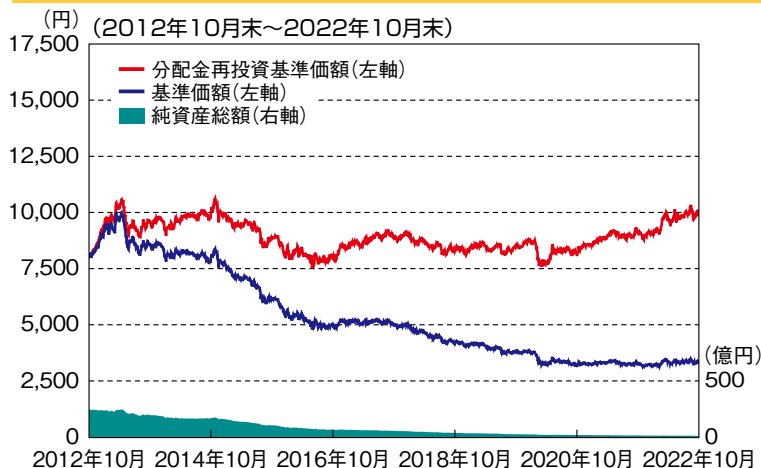
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 3,377円

純資産総額…………… 16.18億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2012年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	240円	8,680円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
WBグリーンファンド クラスA	98.4%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
その他	1.5%

※当ファンドの対純資産総額比です。

WBグリーンファンド クラスAのポートフォリオの内容

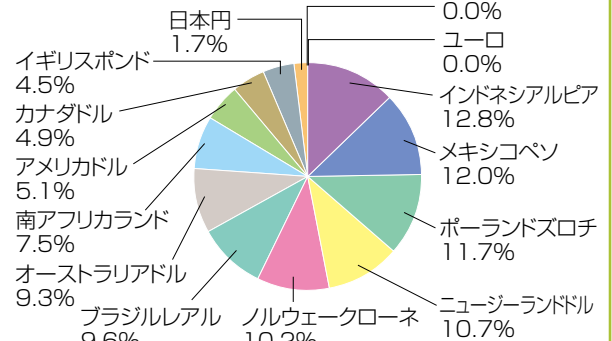
<格付別構成比>

Aaa	94.6%
Aa	0.0%
A	0.0%
Baa以下	0.0%
平均格付	Aaa

※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<外国通貨別構成比>



※比率はその他があるため100%とならない場合があります。

<公社債種別構成比>

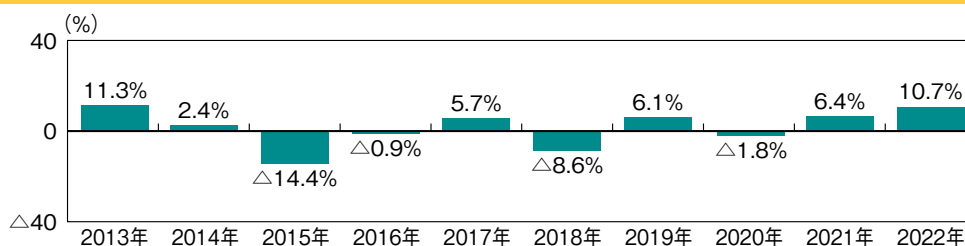
世界銀行債券	94.6%
うちグリーンボンド	58.3%
ソブリン債 他	0.0%

※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。(ただし、世界銀行債券を除く)

※上記は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2022年は、2022年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2023年1月21日から2023年7月20日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2025年4月21日まで（2010年6月24日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（4月、10月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.99%(税抜0.9%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞ <table><tr><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>0.90%</td><td>0.27%</td><td>0.60%</td><td>0.03%</td></tr></table> <table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の 情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.90%	0.27%	0.60%	0.03%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の 情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																
	0.90%	0.27%	0.60%	0.03%																
委託会社	委託した資金の運用の対価																			
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の 情報提供などの対価																			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																			
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.31%程度																			
実質的な負担	純資産総額に対し年率1.3%(税抜1.21%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。																			
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。																		
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年1月20日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

